

一般社団法人日本サンゴ礁学会  
2017/18 年度 第 1 回理事会 議事録

日時： 2017 年 11 月 2 日木曜日 14 時－17 時 30 分  
会場： 東京大学理学部 1 号館 331 室  
理事出席者： 日高道雄，山城秀之，梅澤有，灘岡和夫，山野博哉，茅根創  
監事出席者： 鹿熊信一郎，野中正法  
事務局出席者： 久保田賢

【審議事項】

(1) 2016/17 年度事業報告・決算について（資料 1）

2016 年 7 月～2017 年 9 月末までの事業報告を日高会長，会員動向を久保田事務局長，および決算報告を茅根庶務・会計担当理事が説明し，審議事項（3）の解散決議，ならびに残余財産の処分とともに了承され，2017 年 11 月 23 日の旧総会で審議されることが確認された。

灘岡理事より，「川口基金」と「事務局経費残余資産」の関係が不明瞭という指摘があり，残余資産に川口基金が含まれることを追記することとなった。また，山野理事より「委員会活動費」の内訳について質問があり，支出科目の分類が難しい複数の内容を含んでいることが前事務局長である茅根庶務・会計担当理事より説明があり，総会での質問に備えて回答内容の整理をすることとなった。

(2) 2017/18 年度事業計画・予算案について（資料 2, 3）

事業計画案を日高会長，および予算案について久保田事務局長が説明し，2017 年 11 月 24 日の第 1 回代議員総会で審議されることが確認された。

事業計画については，日本熱帯生態学会との連携，ISRS アジア・西太平洋支部の誘致活動，および国際サンゴ礁年に関する普及事業の追加に加え，各事業について所掌理事の分野について明記することとなった。予算案について，灘岡理事ならびに鹿熊監事より 2017/18 年度単年度で 200 万円を超える赤字を計上することについて，代議員への説明責任があることが指摘され，第 20 回大会公開シンポジウムでの海外からの講演者招へいなどの将来を見据えた事業や新法人としての事務局管理体制の刷新などに伴う今回限りの支出が含まれること，会員獲得の一層の努力や一般社団法人化することで

可能となる学会としての補助金等申請や学会誌の適切な投稿料設定などによる収入の増加を図ることを説明することとなった。

### (3) 旧総会の招集と議案について

旧総会（2016/17年度）については、2017年7月から9月を含む2016/17年度事業報告と2016/17年度決算報告に加え、旧会員はそのまま一般社団法人の会員にスライドすることを含む解散決議、および事務局経費、川口基金に加え、9月30日時点で徴収済の第20回大会参加費を含む残余資産（11,156,951円）を一般社団法人へ受取寄付金として移行するという処分方法について、承認を得る方向であることが確認された（議題（1）に関連）。

なお、委任状を含む総会への出席者が、定足数である会員（602名）の1/5（120.4名）に満たない場合は、総会が成立しないため、121名以上の出席者および委任状を確保するため、会員への周知を図ることが野中監事より要請された。

### (4) 第1回代議員総会の招集と議案について

一般社団法人の2017/18年度代議員総会の議題は、2017/18年度事業計画並びに予算案とすることが確認された。

### (5) 大会時の法人化セレモニー等について

11月25日（土）に予定されている日本サンゴ礁学会法人化セレモニー等のプログラムや役割分担について検討し、以下のとおり実施されることとなった。

#### 【日時】

11月25日（土）15時15分～17時45分

#### 【会場】

東京工業大学（大岡山キャンパス）デジタル多目的ホール

#### 【プログラム】

授賞式、受賞講演：15時15分～16時

川口賞（15分×2名）

保全奨励賞（10分）

セレモニー（司会：灘岡和夫（理事・東工大））：16時15分～17時45分

挨拶：日高道雄（会長・琉球大名誉教授）

学会 20 年の歩み：茅根 創（理事・東京大）

法人化に向けた取り組み：鈴木 款（前会長・静岡大）

祝辞

花木啓祐（日本学術会議 前副会長・東洋大学情報連携学部）

奥田直久（環境省自然環境局自然環境計画課 課長）

藤間 剛（日本熱帯生態学会編集委員長・学会連携幹事（会長代理）・森林総合研究所）

Thamasak Yeemin（国際サンゴ礁学会 評議員・Ramkhamhaeg Univ., Thailand）

来賓紹介

近森 正（元副会長） 臨席

大森 信（名誉会員） 臨席

## （6）細則等の整備について

### ①役員・代議員選任規則について

日高会長より以下に示した選任規則の策定方針が示され、意見交換後了承された。詳細は、次回の理事会でさらに検討を進めることとなった。

- ・半数改選制については、規則に明記しないが、代議員総会で趣旨（評議員を含めて連続 2 期務めた人には、次期選挙の立候補を辞退してもらう）を説明し、できるだけ半数改選に近づくよう努力する。
- ・役員の場合は、次期役員を推薦する際に考慮する（内規を作る？）
- ・副会長の設置及び選任方法について：会長職務代行は、あらかじめ会長が指名した順序によって代行する（日本生態学会・植物学会にならう、副理事長、副会長を規定せず）。定款通りなので、選任規則に新たに記載する必要はない。
- ・選挙管理委員会でシミュレーションし、規則に瑕疵がないかチェック

### ②賞細則について

日高会長より、詳細は賞委員会で検討、受賞者のメリット、社会の評価度、応募者数を増やす方向性を加味した賞細則の検討方針が示され、意見交換が行われた。学会賞や川口賞についての問題点については、提案の方向で問題ないことが確認された。一方、灘岡理事より、大会時に選出されているポスター発表賞等について、大会ごとに選出基準が異なることや口頭発表者が受賞対象にならない大会が多いなどの問題が提起され、

このような問題を解決する方向で準備が進められている第20回大会の実施方法に基づき、今後、体系化・標準化していくことで同意が得られた。また、大会実行委員会が受賞者を決める現行方式を改め、学会賞・川口賞選考小委員会で受賞者を決める方式に移行する方向で検討することとなった。

### ③細則第7条における編集委員会体制の表記について

日高会長より、細則第7条の改定案および課題について、編集委員会で検討を進めることが提案され了承された。

第7条 この法人に学会誌編集委員会を置く。

- 2 学会誌編集委員会は、編集担当理事、編集委員長、英文誌編集長、和文誌編集長及び編集委員で構成する。[ただし、必要に応じて、編集担当理事、編集委員長、英文誌編集長、和文誌編集長のうち複数のポストを同一人が兼務することができる。]
- 3 会長は、理事会の議を経て、編集委員長、英文誌編集長、和文誌編集長を委嘱する。
- 4 英文誌編集長は、Galaxea, Journal of Coral Reef Studies に投稿された論文の審査、採否決定の最終責任を負う。
- 5 和文誌編集長は、日本サンゴ礁学会誌 (Journal of the Japanese Coral Reef Society) に投稿された論文の審査、採否決定の最終責任を負う。
- 6 編集委員は、編集委員長の指名に基づき、会長が委嘱する。編集委員は、Galaxea, JCRS と日本サンゴ礁学会誌の両方あるいはどちらか一つの編集に関わる。
- 7 編集委員長は、英文誌、和文誌のそれぞれについて、編集委員の中から、編集長補佐 (Assistant Editor) および分野別編集幹事 (Topic Editor) を、本人の同意を得たうえで選任する。

### ※課題

1. 編集委員長は、編集委員会を統括する。という項を入れるか？
2. 2項のカッコ内のように、4つのポジションが様々な組み合わせで兼任可能であることを明記するか？
3. 英文誌編集委員会、和文誌編集委員会における日常的編集業務に関する決定は、編集幹事会 (編集長 (Editor-in-Chief)、編集長補佐 (Assistant Editors)、分野別編

集幹事（Topic Editors）で構成される）で行うことにしてはどうか。

4. 将来的には、編集担当理事（Managing Director for Publication?）が編集委員会委員長（Chairperson of the Editorial Committee）を兼ねることになるとシンプルになる。

#### ④大会運営委員会規則

日高会長より、茅根庶務・会計担当理事を中心に検討することが提案され、了承された。

- ・基礎的ルールを作る（大会ごとに変わらない部分）。一般講演、シンポジウム、自由集会や関連集会、非会員の発表、招待講演、高校生の取り扱い
- ・会計処理に関する部分：大会参加費の管理、謝金やバイト料の事務局処理（源泉徴収票）、消耗品購入の仕方、懇親会費の取り扱いなど

#### ⑤代議員会規則

日高会長より当面規則は作らないこと、総会へのオブザーバーの参加については認めることが提案され、了承された。また、法人化前は30名程度で構成されていた評議員へ会議時やメーリングリストを通じて直接意見徴収や決議を行っていたが、代議員制となった後は決議の権限が6名の理事に限定されることになるため、各種検討案件について、代議員のメーリングリストを作成し、最終的な決定やそれに伴う責任は理事会が負うことを前提に、情報提供や意見徴収を行うこととなった。

#### ⑥理事会運営規則

当面規則化せず、日常的な相談事はメール会議を活用こととなった。

#### (7) その他

事務局より、航空機を使った出張の旅費請求手続きについて、

1. 事前に口座振込依頼を事務局に提出
2. 領収書等の証憑書類をPDF等の電子ファイルとして事務局へ送付（原本を各自で保管）
3. 航空券の半券提出は不要

という方針が提示され、了承された。